

令和4年3月9日

▼タイトル

令和4年3月高島市議会定例会（第4日目）の結果

▼内容

提出議案数

- ・ 予算案件 5件
- ・ 決議 1件

議案の委員会への付託状況

予算案件

- ・ 議第33号から議第37号までの5件は、予算常任委員会に付託しました。

本日の議決状況

決議

- ・ 決議第1号（ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議案）が提案され、原案のとおり可決しました。

※別添

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740（25）8140
- ファックス： 0740（25）8146

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

本年2月21日、ロシアはウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」および「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名するとともに、ロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」に署名し、両「共和国」との条約の批准、自国領域外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連の措置を進めた。そして、同月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始し、以降、軍事施設のみならず民間施設をも攻撃し、一般市民や子どもに多数の死者や負傷者を出しており、国外への避難民も100万人を超えてなお増え続けている。

これらの行動は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に反する行為であり、戦争・紛争時にあっても、一般市民や民間施設への攻撃を厳しく禁じている「戦争犠牲者の保護のためのジュネーブ諸条約」やその後追加された議定書（ロシアも批准）などの国際人道法にも違反するものである。

その影響はヨーロッパにとどまるものではなく、アジアを含む国際秩序を揺るがす重大な事態であり、国連もロシアに対して軍事行動の即時停止を求める決議を行い、本市としても看過できるものではない。

よって、本市議会は、ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議し強く非難するとともに、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退するよう強く求める。

政府におかれては、国際社会とも連携し、アジアを含む他の地域でもいかなる場合であれ武力による現状変更は決して許されないという意思を発信するとともに、国外に逃れた避難民への人道上の支援を行い、あらゆる外交資源を駆使し、ウクライナをはじめとする国際社会の速やかな平和の実現に全力を尽くされるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

高 島 市 議 会